

# 消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地  
☎ 083-923-5614 FAX 083-928-5416  
✉ syohisya.net@yamaguchi.coop  
http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net

2017年4月 特別号

新しい制服やスーツ姿がなんだかキラキラして見える季節です

緊張感がいろいろな形でつたわってきます . . .



## 1. 新緑の香り

今年は春が短く感じました。

桜は思いっきりいっせいに咲き、あっという間に新緑の季節に移ったようです

## 2. 第8回通常総会

**2017年6月8日**  
**13時～14時15分**  
山口県労福協会館  
通常総会後に記念講演を行います。

山口県立大学  
社会福祉学部  
藪本知二教授

(当ネット副理事長)

民法が改正され、18歳に選挙権年齢が引き下げられました。改めて消費者として民法のことを考えてみませんか？  
参加希望の方は、消費者ネットやまぐち迄ご連絡ください。

2016年度、消費者被害防止や消費者保護に貢献していくという消費者ネットやまぐちの活動を、各方面の方々との協力により行うことができました。

2017年度も各機関や会員のみなさまとともに消費者啓発や保護に取り組んでいきます。

## 第8回消費者ネットやまぐち 通常総会を開催します！！

新緑の季節 第8回通常総会を開催します。



消費者ネットやまぐちは、創立後7年を経過しました。その間に多くの事業を手掛けて来ました。そしてこれからも消費者啓発や保護にと幅広く活動を続けていきます。

### 通常総会

2017年6月8日 (木) 13時～14時15分  
山口県労福協会館 山口市緑町  
議題(予定)

- ①2016年度のまとめ
- ②2016年度監査報告
- ③2017年度活動方針(案)と予算案
- ④定款変更



### 記念講演

2017年6月8日 (木) 14時30分～15時30分  
山口県立大学 社会福祉学部 藪本 知二 教授  
テーマ(未定) 民法改正と消費者

**記念講演はどなたでも参加できます。**  
**ぜひお誘いあわせの上ご参加ください。**

### 3. 2016 年度活動

上期は、毎週定例の無料法律相談会にはじまり、山口県や市町との消費者行政充実のための意見交換会、下期は地方消費者フォーラムでの消費者ネットやまぐちでの活動報告、消費者力アップセミナー開催、生協まつりブース参加の無料法律相談会の開催でした。その中でも夜間無料法律相談会は、相談数が63件でした。近隣の消費生活センター、法テラス、介護事業所等からの紹介での相談も増えてきました。

理事会は新体制になり、あらたな基盤を築いた年度になりました。

### 4 「出張！！ 無料法律相談会」

相談は相続関係	6 件
新聞契約	2 件
その他契約	5 件
その他	3 件

相談に対する声  
 ・どの程度で弁護士に相談してよいのか不安がある  
 ・自分の相談を、どの弁護士に相談したらよいか迷ったことがあった。



### 2016 年度活動

- 4月・夜間無料法律相談会毎週火曜日定例開催始動
  - ・山口県行政との意見交換会参加
  - ・理事会開催（2015年度のまとめと2016年度活動方針決定）
- 6月・第7回通常総会及び記念講演（消費者庁）
  - ・第1回理事会（新役員体制）
- 7月・第2回理事会（2016年度活動について）
  - ・消費者ネットニュース発行
- 8月・消費者行政充実のための意見交換会準備
- 9月・消費者行政充実のための意見交換会開始
  - ・上半期監事監査
  - ・中国・四国ブロック地方消費者フォーラム実行委員会参加（高松市）
- 10月・消費者行政充実のための意見交換会
  - ・山口県行政との意見交換会参加
  - ・第3回理事会
- 11月・中国・四国ブロック地方消費者フォーラム実行委員会参加（高松市）
- 12月・消費者ネットニュース発行
  - ・夜間無料法律相談会反省会
- 1月・中国・四国ブロック地方消費者フォーラム実行委員会参加（高松市）
  - ・中国・四国ブロック地方消費者フォーラム（高松市）
  - ・消費者力アップセミナー開催
- 3月・消費者ネットニュース発行
  - ・第4回理事会（2016年度のまとめ）
  - ・生協まつりブース参加「出張！！無料法律相談会」

### 「出張！！無料法律相談会」を開催しました

きららドームで開催された第42回生協まつり（3月25、26日）で無料法律相談会を開催しました。目的は、無料法律相談はもとより、より多くの方々に消費者ネットやまぐちの活動であるに夜間無料法律相談会の紹介です。

生協まつりのドーム内の一画での開催のため、音楽や買物客のざわめきの中で相談件数が2日間で16件に及びました。気軽な気持ちで相談できるムードが良かったのかもしれません。

弁護士・消費生活専門相談員の協力での2日間でした。



## 5. 「内閣府特命担当大臣表彰」受賞

消費者支援功労者表彰概要

消費者利益の擁護及び増進を図るため、消費者支援活動に顕著な功績があった個人又は団体・グループに対して、毎年、その功績を称え、内閣総理大臣等が表彰する。

## 6. 特定商取引法？

**消費者を守る法律の中の1つです。**

特定商取引法では、事業者の不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行為規制」やトラブル防止・解決のための「民事ルール」（クーリング・オフ等）を定めています。



## NPO法人消費者ネットやまぐちが消費者支援功労者表彰「内閣府特命担当大臣表彰」を受賞決定

国の消費者支援功労者表彰で内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました。内閣総理大臣表彰に次ぐ2番目の賞で、県内団体受賞は初めてです。（次回号で詳しくお知らせします）

### 特定商取引法とは？

特定商取引法(旧称「訪問販売法(訪問販売等に関する法律)」)は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めています。

(消費者庁ホームページより)

### 特定商取引法の対象になる取引類型

(訪問販売・通信販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供・業務提供誘引販売取引・訪問購入)

### 特定商取引法の概要

(行政規制)

◆氏名等の明示の義務付け ◆不当な勧誘行為の禁止 ◆広告規制 ◆書面交付義務

(民事ルール)

◆クーリング・オフ ◆意思表示の取消し ◆損害賠償等の額の制限



**7. 電気に引き続き  
ガスの小売り全面  
自由化開始**  
(29年4月1日より)

**8. 夜間無料法律  
相談会**

2017年度も引き続き  
定例開催していきます。

**9. 会員を募集  
しています!**

消費者ネットやまぐち  
は、会員の皆様の会費  
で活動しています

057-064-9370  
悪質商法な  
どの相談窓口を  
案内する消費者ホットライン  
電話番語「(いやや!)」  
語呂合わせ  
**「188」**

**特定非営利活動法人  
消費者ネットやまぐち**

753-0083  
山口市後河原 210 番地

電話番号:  
083-923-5614

FAX 番号:  
083-928-5416

電子メール:  
svohisva.net@vamaguchi.coop



**ガスの小売全面自由化が始まりました!**

—正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう! 便  
乗した勧誘にも気をつけましょう—

平成 29 年 4 月 1 日より、ガスの小売全面自由化が始まりました。

これまで、消費者向けの都市ガスの契約は地域ごとに特定の事業者とし  
か契約できませんでしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業  
者の中から消費者が契約先を選択することが可能となるほか、他の商品と  
のセット割引等多様なサービスが提供されることも期待されています。そ  
の一方で、国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに経済産業  
省電力・ガス取引監視等委員会に、消費者の皆様からガスの小売自由化に  
関する相談が寄せられています。  
(国民生活センターホームページより)

1. 契約申込み等は慎重に調べてから行うようにしましょう
2. 個人を特定しうる重要な情報を求められた場合は慎重に対応  
しましょう
3. 契約切替えが不必要な場合ははっきり断るようしましょう
4. その他、ガスの小売全面自由化に関し、不明なこと等があれば、  
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口または  
最寄りの消費生活センターに相談しましょう

**《夜間無料法律相談会》** 相談受付中

定例開催 毎週火曜日 18時~20時  
弁護士による無料法律相談会  
まずはお電話ください!!

申込みは消費者ネットやまぐち 事務局まで

**2017年度新会員を募集してます**

消費者ネットやまぐちは、会員の会費で活動をしています

団体正会員	入会金		2,000円
	年会費	—□	10,000円
団体賛助会員	年会費	—□	10,000円
	個人正会員	入会金	1,000円
個人正会員	年会費	—□	2,000円
	個人賛助会員	年会費	—□

申込みは、消費者ネットやまぐち事務所までご連絡お願い致します。  
口座や振込用紙をお届けいたします。

会員の方には、当ネット主催の各種講座のご案内等や消費者ニュースのお届けをし  
ています。